

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、令和6年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、立田義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

立田義務教育指導課長： 失礼いたします。令和6年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、お配りしております、資料1「令和6年度に県立特別支援学校の小学部において使用する教科用図書の選定状況について」及び資料2「令和6年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況について」をもとに御説明いたします。

本年度、これまでに3回の教科用図書選定審議会を行い、審議を重ねて参りました。その選定状況について、特別支援教育課長から御説明いたします。

津村特別支援教育課長： 続きまして、3ページの資料1より令和6年度に県立特別支援学校小学部で使用する教科用図書の採択について御説明します。

4ページを御覧ください。特別支援学校小学部における教科書の選定状況は御覧のとおりです。

選定状況の詳細について御説明いたします。

7ページを御覧ください。特別支援学校で使用する小学校用教科用図書の調査研究についてです。教科書選定に当たり、各校では、選定資料や教科書見本等を参考に調査研究を行いました。

8ページを御覧ください。視覚障害特別支援学校である広島中央特別支援学校です。視覚障害特別支援学校では、点字教科書を使用する児童、拡大教科書を使用する児童及び通常の教科書を工夫して使用する児童が在籍するため、点字教科書が発行される教科については、原則、点字教科書の原典となる発行者を選定します。

次、12ページを御覧ください。次に、聴覚障害特別支援学校である広島南、尾道、呉南特別支援学校についてです。3校は合同で調査研究を行い、聴覚障害に適した教科書を選定しています。視覚資料が効果的に、組織、配列されていること等の観点を踏まえながら選定しております。

15ページを御覧ください。肢体不自由特別支援学校である広島、福山、西条特別支援学校につきましても、肢体不自由の観点から3校合同で調査研究を行い、共通の教科書を選定しています。写真やイラストの配置が見やすいことや、上肢の動きを配慮して一活用できる教材があること等を踏まえながら選定しております。

17ページを御覧ください。病弱特別支援学校である広島西特別支援学校の選定状況です。病院や学校という限られた場所での学習であることから、情報機器の取り上げられ方等の観点を踏まえながら選定しております。各校では、県教育委員会が作成した選定資料や、4年間の使用実績等を踏まえて調査研究を行い、選定しています。

最後に、19ページの資料2を用いて、知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部に使用する著作教科書及び一般図書の選定状況について御説明いたします。

20ページを御覧ください。文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書、いわゆる「星本」と呼ばれる教科用図書につきましては、表の丸印で示しておりますとおり、全ての県立特別支援学校の小学部及び中学部において選定しています。その隣に、学校ごとに一般図書の選定冊数をお示ししております。

21ページには、一般図書の使用について、22ページには、一般図書の調査研究につきましても、教科書選定の観点及び調査研究の視点を示しております。このような観点、視点で調査研究を行い、児童生徒の実態に応じた一般図書を選定しております。

23ページ以降に、各校が選定した一般図書について、表にまとめております。小学部が23ページから、中学部が29ページからとなっております。

選定状況については、資料に戻りまして、1ページにお示ししているとおり、小学部では合計218点、中学部では196点の一般図書を選定しておりますが、選定替えを指示している図書がありますので、今後、多少数値は変更となります。選定冊数について、小学部が昨年度に比べて50冊ほど減っておりますが、これは今まで一般図書を複数冊選定していた生活科において、来年度から著作教科書が発行され、1冊のみ選ぶ学校が多いためです。

34ページからは、各県立特別支援学校から提出のあった教科用図書選定理由書について、障害種ごとに5校について一部抜粋したものでございます。

本日いただきました御意見を踏まえ、8月31日までに教育長が決裁し、採択が決定する運びとなります。御審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

一つ教えていただきたいのが、例えば8ページの広島中央特別支援学校の選定理由書の中に、例えば8ページの社会ですと、点字教科書の基になる検定済教科書が教出のみであるとか、算数についても理科についても同様に書いてありますが、これのみだということになると、毎回それを使わざるを得ないのでしょうか。それと、それを使わざるを得ないことが適切というのか、選定できないという状況なのか、それはどうなのでしょう。

津村特別支援教育課長： どの教科書を点字にするかというのは、国のほうで決定することになっておりますので、これはこちらが選ぶことができず、点字にする教科書はもうこの教科書と決められたものですので、それに基づいて選定しているということでございます。

細川委員： 以前、志々田委員と中央特別支援学校へ行かせていただいたときに、確かに点字の書物というのは膨大な量になりますし、各社、数社がそれを手がけられるというのも大変だというふうには思いますが、内容も毎回同じものを出されて、子供たちがそれによって学習しているということでしょうか。

津村特別支援教育課長： そのようになっております。

志々田委員： いわゆる星本というので、生活科が増刊された。これ、どれぐらいのペースでほかの教科書も作られるのでしょうか。また、生活科は何年かかったのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 何年かかったかというのは把握しておりませんが、来年度から新しく出るというところでの採択になっていると承知しております。

志々田委員： 県教委で何かできるわけではないとは思いますが、教科書があるというのは子供たちにとってとても大事なことだと思うので、作ってくれるようお願い、陳情というか、したほうがいいのかと思って、今、一般図書が悪いと言っているわけではないけれども、やっぱり知的な障害の特性に合わせて作ってくださっているの、今見せてもらったらとても分かりやすいと思います。対象の教科書がもっと増えるといいなと心から思いました。以上、意見です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議4 令和6年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択

について

平川教育長： 続きまして、報告・協議4、令和6年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、小野高校教育指導課長、御説明をお願いいたします。

小野高校教育指導課長： 失礼いたします。令和6年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について御説明します。

資料の1ページを御覧ください。まず、本年度の採択日程についてです。4月の教育委員会会議において、令和6年度に使用する教科用図書の採択基本方針を決定していただきました。この方針に基づき、教育委員会事務局において、学習指導要領に対応した教科書の選定方針を示した教科用図書選定資料を作成し、各県立高等学校において、この選定資料を参考に教科書の調査研究及び選定作業を進めて参りました。

資料の2ページを御覧ください。各県立高等学校における教科書の選定作業は、公正確保を保つため、1、2にお示ししておるとおり、管理職、教務主任等により構成された教科書選定会議等を開催して行っております。また、3にお示ししておりますとおり、PTAなどからも意見を聞くなどの取組を全ての学校において行っております。

続きまして、3ページを御覧ください。事務局が行っております点検、指導について御説明いたします。大きく2点について、現在、点検、指導を行っております。

まず、(1)の教育課程と選定教科書との整合性については、各県立高等学校が提出し

た教育課程と選定理由書とを照合して、教育課程と教科書に齟齬が生じていないか、整合性を確認しております。

次に、(2)でございますが、採択申請された教科書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性については、十分に教科書の調査研究が行われたかを選定理由書によって確認し、不明な点は聞き取りを行っております。全ての学校で複数の教科書を比較しながら調査研究が行われていることを確認しております。

今後の予定につきましては、8月末に教育委員会において教科書採択を行い、9月上旬の教育委員会会議において採択結果を報告させていただくこととしております。

続きまして、県立特別支援学校高等部の選定状況について御説明いたします。

特別支援学校においても、採択基本方針に基づきまして、各校において適正かつ公正な教科用図書選定を行うよう、5月24日に実施いたしました教務主任研修で教科書の調査研究及び選定上の留意事項等について指導を行ったところでございます。

資料4ページでございますように、選定に当たっての障害種別の観点をお示しております。なお、特別支援学校では、高等学校と同様に、教科用図書選定資料を参考に、また、知的障害特別支援学校の教育課程を編成している学校においては、学校教育法第9条第1項の規定による教科用図書選定資料を参考にしました。

次に、資料5ページを御覧ください。令和6年度に県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の選定状況についてまとめたものでございます。その表の右半分でございますが、一般図書と記載されてあるところにつきましては、6ページ以降に各校が選定した図書について表にまとめております。7月25日までに各校から提出された選定理由書等の点検を行いまして、適正に選定されているということを確認いたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 学校で教科書を選定するときに、PTAの皆さんに御意見をいただくというので、全ての学校でそうした措置を取っていただいているというのはとても大事なことだと思いますが、要するに保護者の皆さん、いろんな外部の人に見てもらおうということなので、学校運営協議会で見ていただくのがちょうどいいと思いますが、学校運営協議会の場で教科書選定のことが話題になっている高校はありますか。

小野高校教育指導課長： ありがとうございます。学校運営協議会の会議の中というよりは、その前あるいは後のところで委員の方に集まっていたいて、例えば会議室とかに教科書を並べておいて、それを御覧になっていただくといった状況があることは把握をしておりますが、全ての学校で同じようにやっているというわけではございません。

志々田委員： ありがとうございます。なるべく多くの方に見ていただいて、ましてや県立学校の場合であれば、保護者が買うわけですから、そういう意味でもよく知っていただくのは大事なことなので、是非いろんな機会に見てもらえるような、決める際もそうですけれど、どんな教科書使っているのかというのを保護者の皆さんや地域の皆さんに見ていただける機会があるといいなど、説明を聞いて思いました。以上、意見です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

細川委員： 御説明ありがとうございます。

私もPTAの役員をしている当時は教科書選定に関わる意見を求められたこともありましたが、最近のPTAの方っていうのは、例えばどんな御意見があるのでしょうか。

小野高校教育指導課長： ありがとうございます。複数の学校にあらかじめ聞き取ったところでございますけれども、今年度でいいますと、家庭学習がしやすいつくりになっている教科書であるというコメントが一つ、それから、QRコードが使われていて、音声や画像が呼び込める点が大変興味深いと、そういったことを聞いております。

参考ですけども、昨年度であれば、PTAの役員会の中で、教科書選定の結果について報告がされ、そこで意見が聴取されて、適正であるというような結論をいただいたというのを、あるいは画像が多くて非常に分かりやすくなっているのではないかとというようなものが昨年度では意見としてございました。以上でございます。

細川委員： 隔世の感を感じますね。私たちの頃はQRコードもありませんでしたし、学校で選定をしていただいた教科書が一番だということで、役員会で了承というか、そういう意見を述べたような記憶がございます。

また、2の開催回数が2回であったり3回であったり、また4回もしていただいたりということがありますが、平均は2.9ということですが、会議の開催回数が4回にわたる、

5回以上はないということですが、4回にわたる会議を開催していただいているという中で、どのようなことが話し合いをされているのですか。

小野高校教育指導課長：ありがとうございます。4回実施したという学校に直接聞き取ったわけではありませんが、基本的な流れとして、1回目の選定会議というところでは、選定に係る日程とか方針を確認いたします。2回目の選定会議までに各教科のところで教科書の選定を行って、選定基準を作成しようというのが大きな学校の学校でも行われている流れです。その選定会議が2回のところでいえば、その2回目のところで各教科が選定した教科書と作成した選定資料、これを検討して、校長がこれは適切であると判断すれば、その2回目で決まる場合もありますが、3回目、例えば各教科が選定した教科書とその選定した教科書について、この会議が、教科が非常にたくさんある、例えば専門学科を有する高校など、複数のものがある場合、その内容が学校全体を見たときに一貫したものになっているかどうかといった審議がされて、再度審議をしようといったことがあるということは聞いております。

冒頭申し上げましたように、4回目を実施したところがこういう会議で4回目のときに議論したという話については、申し訳ございません。把握しておりませんということで、複数の教科で繰り返し行っているということが実際の理由ではなかろうかと考えております。

平川教育長：ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。